

議会運営委員会 所管事務調査報告（平成30年度～令和元年度）

1 経過

	開催日	主な調査内容
1	平成30年5月16日	○正副委員長を互選した。
2	6月7日	○議長諮問があった。 ・議員定数、報酬、政務活動費 ・議会改革の推進
3	6月15日	○議会改革特別委員会を設置した。
4	7月20日	○予算・決算資料について及び議場でのフリップの使用について協議した。
5	7月31日	○議会基本条例の議員研修の日程を確認した。 ○平成30年7月豪雨災害に関する議員提言について今後のスケジュールを確認し、9月議会で報告することで決定した。
6	9月3日	○平成30年7月豪雨災害に関する議員提言（46項目）について決定した。
7	9月18日	○平成30年7月豪雨災害に関する議員提言（46項目）について本会議で報告した。
8	10月2日	○質疑通告書についてメールでも提出を可とすることを決定した。 ○会議録について、会議録検索システムにアップするまでの間は、タブレットに未定稿を格納することを決定した。
9	2月1日	○防災訓練を実施し、訓練を通じての意見交換を行った。
10	平成31年4月19日	○平成31年度所管事務調査事項として次の3項目で決定した。 ①災害時の議員の役割 ②議会運営に関わる予算・決算審査のサイクルの確立について ③市民参画を目指して

11	4月26日	○議会スケジュールについて、タブレットのカレンダーを使用することで決定した。
12	令和元年5月16日	○5月26日実施防災訓練対応について協議した。
13	令和元年5月26日	○市民避難訓練及び職員防災訓練に合わせ、議会で参集、安否確認、被災状況報告の訓練を行った。
14	5月28日	○行政視察について、次の2か所に決定し、調査事項について決定した。 ①岐阜県可児市 ②岐阜県高山市
15	6月26日、27日	○岐阜県可児市、岐阜県高山市へ行政視察を行った。
16	7月22日	○議会改革特別委員会より議長諮問事項の議会改革の推進についての中間報告書の送付を受け、議会運営委員長から議長に中間報告書を送付した。 ○議長から議会改革特別委員会からの中間報告の方針に従い、議会運営委員会で議会改革推進の取り組みに着手するよう指示があった。 広報広聴特別委員会で取り組む内容については、広報広聴特別委員会へ依頼することとした。 また、当委員会で取り組む内容については、2班に分かれて早急に取り組むことで決定した。
17	8月27日	○議会改革の取り組みについて協議した。 ○議員間討議について、9月議会から実施することで決定した。 ○行政視察のまとめを行った。
18	9月27日	○議会改革の取り組みについて、各班から調査の報告行い、意見交換を行った。
19	10月8日	○議会改革の取り組みについて協議した。 ○政治倫理条例について、下請に関する規定を緩和することを確認した。
20	10月24日	○議会改革の取り組みについて協議した。 ○議会報告会の報告事項について協議した。

21	10月31日	○議会改革の取り組みについて協議した。 ○意見書の取り扱いについて協議した。
22	11月26日	○傍聴規則について、傍聴の際の傍聴人受付簿に住所及び名前を記入する事項について、削除することで決定した。 ○議場机上名札の設置を決定した。 ○高校生との意見交換会の調整について確認した。
23	12月23日	○長期欠席議員の報酬・期末手当について協議した。
24	1月8日	○上下高校で高校生との意見交換会を行った。
25	1月15日	○傍聴規則の児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない規定について、削除することで決定した。 ○政治倫理条例の改正案を提示し、案のとおり改正することで決定した。 ○長期欠席議員の報酬・期末手当の減額について決定した。ただし、刑事事件に関する事項については、引き続き協議することとした。
26	1月30日	○議会改革特別委員会から中間報告を受けた事項について、議会運営委員会での取り組み状況を協議、確認し、2月12日の議会改革特別委員会全体会議で、報告することで決定した。
27	2月10日	○刑事事件での欠席の際の報酬等の減額について協議した。 ○厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について協議した。
28	2月12日	○議会改革特別委員会から答申を受け、議長に対し答申を行った。 ・議員定数、報酬、政務活動費 ・議会改革の推進
29	2月12日	○府中東高校を招き、高校生と意見交換会を行った。
30	2月19日	○府中高校で、高校生の意見発表を傍聴した。
31	2月21日	○所管事務調査報告の内容を決定し、本会議で報告する旨を議長に申し出ることを決定した。

2 行政視察

期 間 令和元年6月26日(水)～6月27日(木)
視 察 先 岐阜県可児市(人口 102,273人、面積 87.57km²)
岐阜県高山市(人口 89,182人、面積 2,177.61km²)

岐阜県可児市 ～市民に信頼される議会を目指して～

(1) 理念、目的等

- ・「市民に信頼される議会を目指して」議会改革を進めている。
- ・市民参加及び情報公開を積極的に推進している。
- ・議員間討議を重視、結果を監視、評価、政策立案に活用、課題解決を目指す。
- ・二元代表制は車の両輪ではダメで、議会は方向を修正、ブレーキ、アクセルといったさまざまな役目を果たさなければならない。
- ・議員は代理ではなく、代表である。
- ・「丁寧な議会審議(熟議型議会)」こそが、住民投票では代替えできない議会の機能ということを認識していかなければならない。

(2) 取り組み内容

- ・市議会の現状を調査し、議会改革のためのアンケート調査を H23 年及び H28 年の 2 回行っている。
- ・第 1 回のアンケート調査の後、議会の見える化の推進のため、更なる情報公開の徹底、議会だより等の分かりやすい広報の展開、市民の意見を聴く意見交換会等を充実した。
- ・前述のような取り組みにより、「市議会に関心がない」との回答が 36.7%から 10.1%に大幅減少した。議会改革を進める必要性を再認識
- ・一般質問及び議案質疑について、反問権、自由討議、議場モニター等を活用し、分かりやすい議会を目指す。
- ・その他、各種メディアを利用した情報発信

(3) 取り組み方法、成果

- ・各地域懇談会(ママさん議会、こども議会、高校生議会等)、ワークショップ形式の採用により若い世代の投票率増、各アンケート結果の関心度向上
- ・予算、決算サイクルについては、立案よりも提言に重きをおいて作られている。
- ・常任委員会代表質問については、全会一致の常任委員会の代表質問であり重みが違い、執行部の迅速な対応は代表質問に効果があったものと捉えている。
- ・自由討議、反問権、議場モニター(スクリーン)等の積極的利用等による議会の活性化、見える化

(4) 所感（府中市での取り入れ）

- ・「予算決算審査サイクル」の仕組みづくり

府中市議会として、今年度から実施する事務事業評価制度の改善をうまく政策提言につなげる仕組みが構築できるのではないかと。

- ・「若い世代との交流サイクル」と「意見聴取・反映サイクル」の仕組みづくり

市民参加を推進し民意を反映するために、議会報告会、地域課題懇談会等については、できることからひとつずつでも取り組んで行く必要がある。特に高校生との地域課題懇談会等については、高校生のキャリア教育支援や主権者教育の観点からも関係機関と連携して取り組んでいきたい。

- ・委員会所管事務調査（各種団体との懇談会）については、府中市議会でも行っているが提言にまでつながっていない。各委員会で協議する必要がある。また、常任委員会での代表質問については、検討を提案したい。
- ・議会報告会や意見交換会へのワークショップ形式の導入
- ・全会一致で提言を行うサイクルは非常に魅力的である。重みが違う。
- ・議会改革の基本は、「議論する議会」の機能回復であり、議会力や議員力を高めてこれに当たる必要がある。
- ・一般質問の場で、写真、イラスト、グラフなどを使えるように。

岐阜県高山市 ～議論する議会を目指して～

(1) 理念、目的等

日本一広い市の運営にあたって、「高山市議会のあるべき姿」と「あるべき姿を実現するための3つの基本理念」を定められている。

「高山市議会のあるべき姿」とは、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すもの。

「3つの基本理念」とは①市民の代表機関としての議会 ②二元代表制の一翼を担う議会 ③議員間の討議を重視し、議会としての合意形成を図る である。

(2) 取り組み内容

高山市の議会改革の経過は以下のとおりである。

- ・H8～14 第1次議会改革
- ・H17年市町村合併
- ・H21～23 第2次議会改革
 - ・議会改革等に関する特別委員会の設置
 - ・議員定数・選挙区の見直し
 - ・高山市議会基本条例の制定

- ・ H24 議会改革ワーキンググループによる評価・検証と政治倫理
 - ・ H25～26 総合計画の策定に向けて
 - ・ H27～ 議会基本条例推進協議会の活動
- (3) 取り組みの方法、成果
- ・ 議論する議会をつくる
 - ・ 政策提言により議会機能強化を図る……監視型議会を標ぼう
 - ・ 議員3名、8班体制での報告会
 - ・ 事前協議の取止め
 - ・ 議会だよりのリニューアルに着手
- (4) 所感（府中市での取り組み）
- 高山市議会の議会改革の取り組みについて、本市議会でも検討し充実させるべきものが多くあった。府中市議会においても全議員が一丸となって議会改革と議会運営に取り組んで行く必要があると感じた。

- ・ 地域懇談会の充実 — 少人数での多会場開催により、市民が参加しやすくなる。課題を絞った各団体とのワークショップ型懇談会
- ・ 提言サイクルの研究 — 全会一致というのは魅力があり前向きに検討が必要である。
- ・ 事前協議の取止めについて、議員としては、前もって質疑する効果もある。本会議、委員会ですっかりやるべきではないか。
- ・ 府中市では執行部からの情報が不足している。まずは委員会の定例開催を含めて事前協議を積極的に行うべきである。
- ・ 議員間自由討議を実施し、問題点を共有し、決議に臨むことが望ましい。
- ・ 議会開会期間の延長等、スケジュールの見直し—議会中に議員間の自由討議やそのための論点整理を行う日程を織り込んでどうか。
- ・ 府中市の議会だよりのリニューアルを検討してはどうか。
- ・ 議員間討議の位置づけが不明瞭であったが、政策提言の自由討議という位置づけであれば、積極的に進めるべきである。

3 議長への答申

(1) 議員定数、報酬及び政務活動費について

ア 議員定数について

- ・ 次回の一般選挙から1人削減して19人とする。

イ 議員報酬について

- ・ 現状のまま（月額40万円）とする。

ウ 政務活動費について

- ・ 次回の一般選挙後から1万円増額し、月額2万円とする。

(2) 議員のなり手不足の解消にもつなげる議会改革の推進について

ア 議員のなり手の掘り起こし — 4項目

イ 議会環境の整備 — 7項目

ウ 市民への情報の発信と収集の強化 — 6項目

の3つの大項目について、議会運営委員会及び広報公聴特別委員会において役割分担を行い、検討を行っている。

4 議会改革の取り組み状況

(1) なり手の掘り起こし

ア 子ども議会、志の議会（市内高校生との意見交換会、実施済）

イ 政策サポーター制度（今後検討予定）

(2) 環境整備

ア 会議等の欠席等の事項の見直し

（長期欠席の場合の報酬、期末手当の減額条例案、策定済）

イ 政治倫理条例の見直し（条例改正案、決定）

- ・ 下請け規定の削除
- ・ 審査請求の連署数、市民200分の1、議員3分の1に改正
- ・ 工事等の規定の範囲については、申し送り事項

ウ 傍聴規則の見直し（改正済）

- ・ 傍聴券の交付の際の住所及び名前の記入規定削除
- ・ 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない規定削除

エ 議員間討議の活性化（令和元9月、12月議会で実施済、今後も実施）

オ 一時保育制度の検討（厚生委員会で検討予定）

カ 先例・申し合わせ事項の見直し（順次見直し予定）

キ 施設整備（今後検討予定）

ク 国等への議員の身分に関する要望（今後検討予定）

(3) 申し送り事項

- ・府中高校との意見交換会は、今年は依頼が遅れたことにより、発表の傍聴に留まったことから、次年度以降は、意見交換会となるよう依頼する。
- ・災害対応マニュアルの見直しの検討。
- ・事務事業の提言サイクルの確立。
- ・議会改革の継続。
- ・議会基本条例の見直しの検討。
- ・政治倫理条例の工事等の範囲についての検討。